

●低出産・高齢社会に向けて全国民認識改善運動の強化

- ◇勤労者、軍人、主婦、老人等を対象とする民間団体の社会教育事業を支援し民・官の協力事業を開発
 - ・地域福祉館、市民団体、企業等を中心に家族親和的教育プログラムを実施
- ◇価値観形成期から結婚準備期、子女養育期、子女成長期、子女独立期、引退期に至る生涯周期別社会教育プログラムを提供
 - ・結婚、家族、子女出産に関する価値観をうちたて、実際の家庭生活で起こり得る問題に対する正しい解決策を習得できるように結婚準備教育、親学、家庭生活教育、老後に備えた教育等を支援

●児童・青少年対象の地域社会教育の強化

- ◇家族の価値に対する認識を高めるために放課後児童（学童保育に残っている児童）・青少年の保護・教育のための地域児童センター、青少年アカデミー等地域社会の教育機関でプログラムを運営
 - ・家族キャンプ、親学、家族相談等家族単位で参加する教育プログラムを開発・運営
 - ・家庭生活と関連した各種記念日（家庭の日、子女の日、親の日、妊婦の日、夫婦の日、老人の日等）を教育機会として活用

3. 家族生活教育及び家族相談サービスの充実化

ア. 現況

- ◇女性の経済活動参加の増加、離婚増加等家族環境の変化により家族内で子女の世話をすることには限界がある
- ◇家族機能弱化による社会費用の増加で家族問題を予防し家族関係増進のために国家の支援が必要
 - ・「健康家庭基本法」第35条に基づき健康家庭支援センターを設置・運営
 - * 健康家庭支援センター数：16ヶ所（'05年）→50ヶ所（'06年）→66ヶ所（'07年）
 - * 健康家庭支援センター参加人員：年間45万名

イ. 推進計画

●家族類型及び家族生涯周期に合わせた多様な教育プログラムの開発・普及

- ◇予備夫婦教育、夫婦教育、親学、子女教育等家族の生涯周期別教育と片親家族、結婚移民者家族等家族類型にしたがった多様な家族生活教育プログラムを実施

- ・「巡回教育相談」サービスの拡大等家庭教育・相談サービスを充実化
- ・学校、保育施設、企業等を対象にした集団相談を活性化

●家族類型別特性に合わせた多様な家族支援サービスの開発・提供

◇健康家庭支援センターの拡大及び強化

- ・健康家庭支援センターの設置：66ヶ所（'07年→80ヶ所（'09年）
- ・関連団体及び機関相互のネットワーク構築・運営で事業の活性化を図る

◇専門相談プログラムの開発及び相談専門人力の養成

◇家族相談サービス機関相互連携方案構築

◇子女と家族に関する関心をともに分かち合える家族文化運動を展開

4. 家族単位の余暇文化への支援

ア. 現況

◇家族構造及び形態の変化と個人主義的価値観等によって家族関係の多様性及び複雑性が増加

- ・伝統的な役割規範の適用を困難するような家族内の劇的変化と多様化に対する新たな文化的認識と積極的な社会化が必要

◇週5日勤務制の拡散及び週5日授業の施行によって文化・余暇活動に対する需要が急増

◇家族関係の増進及び家族単位の余暇活動を支援して家族間不和の積極的な予防及び家族の安定性を見直す

- ・健全な家族単位の余暇活動によって親密な家族関係を強化することが必要
- ・宗教文化体験等家族型余暇プログラムと多様な観光宿泊施設の拡充等家族単位の文化・余暇活動の基盤を作る必要

イ. 推進計画

●多様な家族型余暇プログラム及び家族型観光インフラの拡充

◇テンプルステイ運営支援及び宗教施設を利用した文化空間活用を支援

◇国民余暇キャンプ場造成及び伝統家屋の観光資源化支援等多様な観光宿泊施設の拡充を通して家族単位の体験型余暇活動空間を拡充

◇片親家族、国際結婚家族、脱北家族等脆弱家族の福祉観光支援

◇多様な家族余暇・体験プログラムの開発を支援

- ・各種映画・演劇祭、音楽会等の行事に家族が一緒に参加する方案を支援
- ・家族奉仕団活動等多様な家族体験活動を支援

●新しい家族文化拡散のためのコンテンツの開発・普及

- ◇平等で民主的な家族文化及び家族と地域社会の共同体文化形成のためのコンテンツを開発・普及
 - ・学父母夜間懇談会等家族-学校-地域間のネットワーク支援事業を実施
- ◇世代間の家族価値観の調和を模索する文化造成プログラムを運営
 - ・家族内の多様なコミュニケーションチャンネルを築き、文化体験の共有機会を拡大

5. 家族親和的な地域社会環境の造成

ア. 現況

- ◇家族と地域共同体の連携強化等家族親和的な町内・地域環境を造成するための体系的支援が必要
- ◇核家族化、共働き夫婦の増加、老人1人家族等家族形態の多様化により弱まった家族の機能を地域共同体のレベルで分担する必要性
- ◇家族の子育て機能の空白を補い安全と子育て保障を受けられる地域環境造成の必要性が増大

海外の事例

- ◇ドイツ：家族親和地域政策で423の地域社会団体が参加する家族のための地域連帯活動と家族に対する空間・時間の配慮及び企業の参加を通じた家族親和的都市作り事業を実施
- ◇オーストラリア：家族親和地域社会プロジェクト事業で地域社会ネットワークを構築し児童のための地域社会造成、児童期初期・成長のための投資、保育サービスの選択と柔軟性拡大事業を推進
- ◇アメリカ：IBM、エクソンモービル、ジョンソン＆ジョンソン、TI等9社を中心になってコンソーシアム型家族親和経営支援事業で地域共同の職場内保育施設、老人保護施設等を運営

イ. 推進計画

- ◇地域の図書館、学校、博物館等を親と子女、隣人間の絆をむすぶ日常的家族親和空間として活用できるようなプログラムを支援
- ◇行政安全部の「住みやすい地域作り」事業と連携して家族親和的地域を造成
 - ・生態村造成、安全な通学路造成、歩行路整備等を通じ家族親和的な地域環境を造成
- ◇家族親和地域作りモデルを開発・普及
 - ・広報等を通じ家族親和地域に対する認識を拡散

3 健全な未来世代の育成

3-1 児童・青少年の安全な成長環境の造成

1. 安全事故予防のための社会基盤造成

ア. 現況

◇第1次「子ども安全総合対策」を樹立し推進（2003年～2007年）

- ・同対策の推進で子どもの事故死亡者数（10万人当たり）は2007年に6.3名で2002年の12.4名に比べ49.2%が減少したが、先進国に比べればまだ不十分
- ・児童死亡事故のうち交通事故が全体の半分程度の大きな比重を占める

◇子どもの事故に関する統計は統計庁（死亡原因統計）等11個の部署で個別的に集計されているが、統計の信頼度が低く実効性のある対策樹立には限界

- * 交通事故統計（警察庁）は申告処理された資料だけで作成され、韓国消費者院の危害情報システムは原因別・場所別に区分されているが限定された機関の統計だけを集計している実情

イ. 推進計画

●「第2次子ども安全総合対策」の推進

◇「児童青少年政策5ヶ年計画」と連携し子ども安全総合対策を講じる（'09年3月）

◇交通、墜落、溺死事故等主要事故を中心に推進

●事故を予防するための協力体系の強化及び教育・広報の強化

◇行政安全部、韓国消費者院等児童安全関連機関の業務協力関係を強化

◇家庭内事故を予防するための教育・広報の強化

◇児童の安全体験行事の開催等社会全般の安全文化を充実

●児童の安全関連統計の基盤の構築

◇安全統計の主要指標である統計庁死亡統計と疾病管理本部の損傷管理情報、韓国消費者院の危害情報システム協力方案を講じる

- ・疾病管理本部の統計調査範囲拡大及び韓国消費者院への危害情報報告機関を拡大
- ・先進外国の統計管理事例を研究し「子ども安全統計指標」を刊行

◇各部署、機関別の子ども安全関連統計を統計庁の統計資料への反映を推進

- ・交通事故（警察庁）、火災・溺死（消防防災庁）、食中毒（食薬庁）、生活安全（消費者院）等

2. 児童虐待の予防及び放任児童保護体系の強化

ア. 現況

- ◇ IMF 経済危機以降、景気低迷による家庭解体の増加、家族機能の劣化等で児童虐待・放任が持続的に増加
 - ・全体児童虐待事例類型のうち重複虐待及び放任の比重が持続的に増加
 - * 重複虐待：'01年) 29.6%→'07年) 37.4%、放任：'01年) 31.9%→'07年) 37.7%
- ◇ 全国児童保護専門機関を拡充して児童虐待の通報受付、現場調査、事後管理、予防教育等を実施
 - ・保健福祉コールセンター（129）と児童虐待通報電話（1577-1391）を24時間運営
- ◇ 児童福祉法改正（2008年6月）により市・道及び市・郡・区に児童保護専門機関を設置する（2009.7.1 施行）
- ◇ 児童保護専門機関：'00年) 17ヶ所→'08年) 44ヶ所
- ◇ 児童虐待類型のうち放任は発生比重の高い虐待の類型だが、虐待行為の発見が難しいこと、通報がない等で放任児童に対する体系的保護と支援が不十分
 - ・放任は目で見える被害はないかも知れないが、児童の心理萎縮と情緒発達障害をもたらす。特に幼い子どもほど成長と発育に致命的な損傷を与える
 - ・既存の「事後管理的個別サービス」から「事前予防的包括サービス」へと児童保護体系の機能転換が必要
- ◇ 大部分の児童虐待が貧困家庭で発生（全体虐待行為者の54.2%が無職、単純労務職、非正規職等で所得水準が低い）する状況で処罰中心の児童保護よりは予防的体系の構築が必要

イ. 推進計画

●虐待児童の早期発見・予防体系の構築

- ◇ 虐待児童の早期発見及び予防体系構築のために「児童虐待予防のためのサイバー教育」を開設し通報義務者を中心に教育
 - ・通報義務者：教師、医師、学院職員、社会福祉専任公務員等児童の状態をすぐに把握できる職業群の従事者を通報義務者に指定
 - ・'08年サイバー教育：申告義務者を中心に推進（'09年から教育対象を漸次拡大推進）
- ◇ 児童虐待と放任の根本的予防と早期発見のための統合サービス体系づくり
 - ・ドリームスタート事業を通して放任児童を早期発見し保護する
 - * 2007年開始したドリームスタート事業は現在全国32ヶ所にて運営されている保健・教育・福祉等の統合的な児童保護体系プログラムで、放任児童の発見及び保

護・予防のために保健所、地域児童センター、学校、学院、宗教団体、病院等と協力体系を構築

● 統合的児童保護体系の構築と専門性の強化

◇ 児童保護体系の効率性見直しのため児童保護専門機関を拡大設置

- ・児童保護機関の拡大設置（現在全国 44ヶ所）
 - * 児童福祉法改正（2008.6）：全国（市道及び市郡区）に児童保護専門機関設置義務化規定を設ける

◇ 児童保護体系の効率性見直しのため児童保護専門機関の専門性を強化

- ・児童保護専門機関の専門相談員を拡充
 - * 児童保護専門機関に治療師の配置を推進（臨床心理士、美術治療師等）
- ・性虐待等類型別専門相談員を養成

◇ 性虐待専門相談員の養成：児童保護専門機関相談員を対象に年 3 回実施

● 児童虐待予防広報及び教育の強化

◇ ケーブル TV、ラジオ等大衆媒体とポスター等を通して児童虐待の予防広報を強化

◇ 通報義務者を対象にしたサイバー教育講座を開設、運営

- ・2008年6月18日から講座を開設し現在運営中
- ・年度別教育対象者を順次拡大して一般人の参加率アップを図る

◇ 予備軍訓練、公共の場所での広報媒体等を通した教育

- ・予備軍訓練時に広報用の動画を上映
- ・公共の場所での広報媒体（地下鉄広報用 TV 等）を通じた対国民広報
 - * 児童虐待に対する国民の認識を変えることにより、児童虐待予防の効果を上げる

● 失踪児童の早期発見・保護システム構築等児童保護のインフラ拡大

◇ 警察庁の失踪申告資料と保健福祉家族部（失踪児童専門機関委託）の無縁故児童身上カード資料を相互に結びつける電算データベース・ネットワークを構築

◇ 失踪予防教育及び広報持続等失踪児童問題に対する社会的な関心を高める

3. 学校暴力の予防・根絶対策の強化

ア. 現況

◇ '95 年以降、政府挙げての「学校暴力予防・根絶対策」の推進で学校暴力発生件数は全般的に減少

- ・市民及び関連団体で構成された学校暴力対策国民協議会の活動を活発化し、国民的関心を高める

- ・「学生悩み相談電話」（教育庁）、「学校暴力相談センター」（サイバー警察庁）、「青少年有害字幕表示」等学校暴力を予防し対処能力を向上させるための制度的基盤を講じる
- ◇ 「学校暴力予防及び対策に関する法律」制定（'04年）及びこれに基づく「学校暴力予防及び対策5ヶ年基本計画」樹立（'05年2月）で政府全体による総合対策を推進
 - ・関係部署間の有機的協力体制を強化する必要
- ◇ 学校暴力発生件数の減少傾向にも関わらず、一部学校暴力は低年齢化、凶暴化する傾向があり学生・親の不安を解消するには不十分
 - ・インターネット有害媒体物と新たなサイバー非行に対する効果的な対策を講じる必要
 - ・加害・被害学生の両方を対象にした特別教育を活性化し同1人による暴力の再発を防止する必要
 - ・暴力に対する学校、社会、家庭の微温的な対処法を改めることが急務
- ◇ 専門的相談体系が不十分で学校暴力の予防及び根絶には限界
 - ・学校内専門相談教師（475名、'08年）と教育庁所属の専門相談巡回教師（304名、'08年）制度だけでは効果的な相談は不可

イ. 推進計画

- 学校暴力の予防・根絶を支援推進する枠組作り及び運営の活性化
 - ◇ 関係部署、市・道教育庁、学校等で構成された「学校暴力予防・根絶支援推進体系」を構成し立体的な相談支援網を構築
 - ・地域単位の「学校暴力対策地域委員会」、市・道教育庁別の「学校暴力対策専門部署」、学校単位での「学校暴力対策自治委員会」を構成し運営を活性化
- 被害者の保護及び加害者の善導の強化
 - ◇ 被害学生の治療・リハビリプログラム運営し学校別に専門病院を指定
 - ・学校暴力被害者達に対する相談、医療、検査等のサービスを一ヶ所で受けられるよう ONESTOP 支援センターを拡大
 - ◇ 加害学生に対する善導プログラムを多様化
 - ・年中運営可能な特別委託教育機関を確保・運営
 - ・加害学生の善導可能性、親の協力、被害者との和解等を含めた多様な善導方式を開発
- 学校暴力被害申告及び相談機能の強化

◇機関別に運営している申告・相談の広報強化

- * 1588-7179（学生悩み相談電話）、1388（青少年緊急電話）、1366（女性緊急電話）、
「学校暴力相談申告センター」（サイバー警察庁）、1588-9128（学校暴力 SOS 支
援団）等

◇多様な専門家を活用した立体的な相談支援

- ・人間性教育、暴力予防、青少年心理・更生、医療等各分野の専門家で専門人力バン
クを構成
- ・学校内の専任専門相談教師の配置と生活指導教師に対するインセンティブ提供で相
談機能を強化

●学校暴力を予防するための教育・広報及び取締りの強化

◇すべての学校で学校暴力予防教育を実施し人間性教育を強化

- ・サイバー情報通信倫理教育資料の開発・普及及び親の参加を拡大
- ・学校暴力予防・根絶の優秀事例を広報

◇「学校暴力追放の日」を運営し、学校別担当警察官制を導入するほか有害業所の取締
りを強化

3-2 児童・青少年の健全な成長のための社会的支援システムの確立

1. 地域社会の児童・青少年保護機能の強化

ア. 現況

◇共働き・片親等で放課後1人でいる児童青少年に対する保護・学習指導・相談等のサービスを推進

放課後支援事業の現況 ('07年基準)

部署	保健福祉家族部			教育科学技術部	
事業名	地域児童センター	青少年放課後アカデミー	放課後保育	放課後初等保育	放課後学校
対象児童	18歳未満	小4～中2	小1～6	小1～6	小中高生
場所・施設数	専用空間 2,618ヶ所 予算支援 2,088	青少年修練館等 190ヶ所	保育移設 1,007ヶ所	学校教室 2,718個	10,979校
利用児童数	68千人	8千人	18千人	5万人	27万人**
主要機能	保護・学習指導、給食、相談、地域社会連係等 統合サービス	特技適性教育、補充学習、給食等 総合サービス	保護・学習指導	保育・補充学習等	特技適性・強化補充プログラム
予算('08) 地方費含む	914億ウォン	300億ウォン	9.6億ウォン (人件費のみ)	757億ウォン	2,257億ウォン

**放課後学校バウチャー対象（貧困児童）のみ算定

◇小学生対象の放課後保護・教育は、地域児童センター、放課後保育施設、青少年アカデミー、放課後学校初等保育等4施設でサービスを提供しているので同一年齢層を対象に類似サービスを提供するという問題がある

- ・提供されるサービスが施設によってまちまち

◇放課後サービス施設のインフラ不足及び中長期的運用方案が不在

イ. 推進計画

●児童・青少年に対する放課後サービスの効率的な管理運営体系の構築 ('09年～)

◇地域児童センターは小学生、放課後アカデミーは中高生（1318）を中心のセンターとして活用する放課後保育は地域児童センターへの転換を検討

- ・放課後学校及びドリームスタート等と相互連携・協力を推進

* 放課後サービス改善方案を講じるタスクフォースを構成・運営（'08年7月～9月）

◇放課後支援インフラ拡大を通したサービス対象の拡大（'08年～'12年）

- ・'12年まで地域児童センター（邑・面・洞に平均1ヶ所）3,650ヶ所（'08年2,088）、放課後アカデミー（市・郡・区に平均1ヶ所）250ヶ所（'08年に190）及び現行児童福祉施設等を最大限活用
- ・児童福祉教師は施設当たり最低1名以上配置（'08年2,700名→'12年4,000名）

●青少年支援センターの拡充及び支援

◇青少年支援センターを通した青少年相談、危機青少年の緊急救助・治療・自活援助等による青少年保護

- ・青少年同伴者プログラム：青少年専門家が危機青少年を直接訪問して心理的・情緒的に支援するとともに必要な政府サービスとも連携

●関連機関ネットワークの構築

◇地域社会児童・青少年支援のため地域社会福祉協議体及び地域社会青少年統合支援体系を通して関係機関が青少年の実態を把握する。またプログラムの実態調査を行うとともに機関ネットワーク構築を推進

2. 児童の発達支援

ア. 現況

◇児童の認知発達のための早期投資や健康管理を通して均衡ある発達を支援する。

多様な体験の機会を提供して国家の人的資本を開発し、人生の出発にあたって公平性や機会均等の原則が損なわれないようにする

- ・肥満及び過体重による社会経済的費用は2兆1,691億ウォンに推計（'06年、韓国保健社会研究院）
- ・小学生4名中1名が問題行動及び情緒・発達的障害を経験（2006年、福祉部）

イ. 推進計画

●乳幼児発達初期から各人の特性にわせた1:1の読書指導・図書支給、親子の相互関係法の指導等、就学前児童の認知発達に対する早期投資を通じた国家的な人的資本開発と出発機会の平等性の確保

◇全国世帯平均所得以下世帯の満2歳～6歳以下の児童を対象

●肥満で健康管理に困難がある児童に運動処方・運動指導・栄養管理等のサービスを提供し、児童の均衡発達を支援することで社会的費用の節減及び国家の人的資本を確保する

◇軽度（肥満指数 20%）以上の肥満小学生（満 7 歳～12 歳）対象

* 肥満指数：（実測体重・身長別標準体重）/身長別標準体重 × 100

●心理、情緒、認知発達において困難のある児童及び障害児童に適時専門的介入を行い、全人的な発達を図るサービスを提供

◇全国世帯平均所得以下の世帯の障害及び問題行動児童を対象とする

・所得水準、欲求程度（重症度）、早期予防効果程度（低年齢）によって優先支援対象を選定する

◇問題行動が家族環境的な要因によって発生する可能性が高いことを考慮し、親及び家族に対する相談を並行する

●脆弱地域貧困児童の出身背景及び成長環境の影響力を最小化するため児童の成長段階別に要求される多様な良質の発達経験サービスを提供

◇全国世帯平均所得以下の世帯の中で、特に脆弱階層の児童を優先支援する

◇学齢期児童の現場文化体験（京畿道始興市）、科学体験（慶尚北道龜尾市）、自然体験を通した情緒発達サービス（全羅北道茂朱郡）

3. 国内養子縁組の活性化

ア. 現況

◇親と離れ離れになっている社会的保護が必要な、いわゆる要保護児童は次第に減少する傾向にあるが、毎年 1 万人前後が発生

* 要保護児童発生現況：'01 年 10,586 名 → '06 年 9,034 名 → '07 年 8,861 名

◇要保護児童の規模に比べ国内の養子縁組実績が低く国外の養子になる比率が高い

・'58 年以降 '07 年まで全体の入養児童 230,635 名中国内入養 70,327 名（30%）、国外入養 160,308 名（70%）で国外入養依存度が高い

・'07 年総要保護児童（8,861 名）のうち 15.7%（1,388 名）だけが国内で入養

* 国内養子縁組活性化等の成果により '07 年国内の養子縁組が初めて海外を追い越し、'07 年養子縁組した児童（2,652 名）のうち国内 1,388 名（52.3%）、海外が、1,264 名（47.7%）

* 障害児童養子縁組の場合 38,822 名のうち国外養子縁組が 38,489 名（99.1%）、国内への養子縁組は 333 名（0.9%）で国外が 99% 以上を占める

イ. 推進計画

●養子縁組家庭の養育負担の軽減

◇養子縁組手数料の現実化

- ・養子縁組をする親が児童入養手続機関に納付する手数料を政府が負担し児童に対する社会的責任を強化

◇入養児養育手当の支援拡大

- ・養育費用に対する国家支援の拡大

* 支援対象：0～13歳未満から18歳未満に拡大推進

* 支援金額：月10万ウォンから段階的引き上げ推進

◇障害児童入養養育補助金及び医療費支援拡大

- ・障害児童家庭に対する養育補助金及び医療費支援額の段階的引き上げ

里親の資格基準

(入養促進及び手続に関する特例法第5条、同法施行規則第2条)

- ① 満25歳以上で、児童との年齢差が50歳未満
 - ② 法的に婚姻中であること。結婚して3年未満の場合は不妊所見書を添付すること
 - ③ 子どもがいないか、子どもの数が入養児を含めて5名以内であること
 - ④ 精神的、身体的に健康な者
 - ⑤ 歳と結婚期間等を考慮し経済的条件が安定していること
 - ⑥ 家族構成員達が入養に同意すること、特に夫婦の合意が行われていること
- ※ 但し、市長、郡守、区長、入養斡旋機関、児童相談所長等施行令第2条第2項各目の1に該当する者が、親になる者の家庭環境が養子を健全に養育することに適していると認める場合は養子縁組が可能（法施行規則第2条但し書き）

●里親志願要件及び手続等の制度的改善の推進

◇入養及び縁組解消手続強化

◇入養特例法改正推進

◇手続及び必要書類簡素化

●入養文化発展のための意識改善事業の推進

◇模範的入養家庭についての事例広報及び表彰・賜賞で社会的関心誘導

- ・入養の日（5月11日）及び週刊（5月11日～16日）行事の活性化

◇宗教界の協力と自発的参加の誘導

◇韓国入養広報会等入養関連民間団体に対する相談支援を通じ国民意識を改善

4. 有害環境の遮断の強化

ア. 現況

- ◇生活環境の変化で青少年が有害環境に晒される頻度が増加
 - ・淫乱インターネット広告物、新型有害業所等が拡散される一方で青少年の有害環境への接近・露出に社会意識は寛大
- ◇一部で青少年の有害環境接近を黙認・助長するケースがあり有害環境浄化が難しい
- ◇家出、暴力、性犯罪等危険に晒された青少年に対する支援インフラは劣悪
 - * 青少年有害業所（ヶ所：'04年）682,157ヶ所→'07年）760,386ヶ所
 - * 青少年のサイバー犯罪（件）：'01年）2,193件→'04年）9,391件
 - * 青少年有害媒体物（決定件数）：'03年）3,537件→'04年）7,646件
 - * 青少年の飲酒率（%）'99年）60.2%→'04年）74.4%
- ◇政府は青少年有害環境総合対策を樹立（'05年11月）し推進中

イ. 推進計画

●青少年有害環境総合対策のを遅怠なく施行することで青少年に対する有害環境を強力に遮断する

- ◇青少年保護法全文改正
 - ・営利目的で酒類や煙草を青少年に購入させる行為を禁止
- ◇学校の青少年飲酒・喫煙予防教育の一定時間義務化
- ◇青少年飲酒・喫煙予防のための社会的雰囲気造成及びモニタリング体系を強化
 - * 青少年自らが見回り隊に参加する等*「YP, Youth Patrol プログラム」を活性化し、同プログラムを普及拡大
- ◇青少年が自分が活動している地域社会とサイバー世界に直接参加し分別力を高める
- ◇青少年保護のためのサイバー倫理基準を設定

●青少年有害環境浄化のための社会的ネットワークの構築

- ◇16個の広域自治体を中心に教育庁、警察署、青少年団体、青少年有害環境監視団を通じた民・官協力ネットワークを構築
- ◇地域別監視活動の成果評価を通して地方自治体にインセンティブを付与

5. 学校の健康管理機能強化のための環境造成

ア. 現況

- ◇保健教師が配置されている学校が全体学校の65%に過ぎず、体系的な保健教育及び健

康相談・管理機能も劣悪な実情

- ・学校保健室機能が、保健室を訪れる学生に対する基本的医療サービスの提供に留まる実情

◇高度肥満（標準体重より50%以上過体重）学生が増加する傾向

*'01年) 0.74%→'04年) 0.77%→'06年) 0.84%→'07年) 0.85% (資料:教育科学技術部、2008年)

◇中・高生達の喫煙率は減少しているが、成長期健康管理のために体系的な喫煙予防教育を持続的に推進する必要

◇学校と地域保健所との連携が不足で地域保健所が保有している人的・物的資源の効率的活用が不十分で効果的な学生管理が行われていない

イ. 推進計画

●学校の保健教育与件及び環境改善

◇学校保健教育を強化するため保健教師の配置拡大及び保健教育施設・設備拡充で学校保健教育の与件改善

◇学校教育家庭運営を通して機能中心の体系的な学校保健教育を活性化

◇学校及び学校周辺の衛生環境改善・整備を持続的に推進

●学生を対象とする疾病予防プログラムの運営の充実

◇健康診断及び健康実態調査を充実させて学生の健康状態評価及び疾病管理を強化する

◇肥満予防のための正確な実態調査及び肥満予防プログラム運営

・低カロリー食品の摂取と運動療法を並行する健康モデル学校の運営拡大等学生健康管理プログラムの開発・普及

◇学校健康増進事業を活性化するために健康増進学校ネットワークを構築

・学校現場が保健教育と学生健康管理資料をより簡単に活用できるように保健資料・情報のデータベース化を進めると同時にオンライン基盤を構築

●喫煙等健康有害行動を減らす事業の持続的な推進

◇喫煙・飲酒・薬物乱用予防プログラムの開発及び運営拡大

◇地域医療機関の禁煙・禁酒クリニックと連携した相談プログラムの開発及び運営

●学校と保健所の連携を通じた学生の健康管理の強化

- ◇保健所の「巡回サービス」機能の一環として学生に対する健康相談・診療サービスを提供
 - ・口腔検診・禁酒相談等学校保健室が提供しにくいサービスを保健所と学校が連携して学生達に提供
- ◇学生に対する保健相談サービス強化のため保健教師の教育・研修を活性化し、保健所人力、社会福祉士等専門人力を学校保健事業に積極活用し学生の健康管理を強化

3－3 貧困児童の自活・自立支援

1 ドリームスタートの活性化

ア. 現況

◇児童期の貧困は生存及び健全な成長発達のために必要とされる基本資源の不足を意味する。また養育と保護を提供する家族と地域社会の欠如は、これらが提供する人間発達の機会が奪われることを意味する

- ・貧困は生存と健康、栄養と教育、参加と危険からの保護という児童の基本権利を剥奪
- ・貧困児童は本人の意志と関係なく身体的、情緒的、社会的、道徳的、認知的に健康に成長できる機会を喪失

◇貧困児童は増加傾向にあるにもかかわらず、家族の解体等により、これへの効果的な対応システムは十分に稼働していない

- * 最低生計費以下の貧困児童数は百万名と推定

◇貧困児童及び家族を対象に保健・福祉・教育・文化が一体となった統合サービスを提供する「ドリームスタート」事業が施行中（'07年～）

- * '07年（モデル事業）4,891名→'08年9,600名

イ. 推進計画

●貧困の悪循環を断ち切るためのドリームスタート事業の拡大

◇貧困児童及び家族を対象に保健・福祉・教育・文化が一体となった統合サービスを提供し公平な養育要件を造成

- ・基礎自治体の専担者及び各分野の専門人力で「ドリームスタート専担チーム」を構成し地域社会の保険福祉協力体系構築する
 - * アメリカ（Head Start）、イギリス（Sure Start）等先進国も貧困児童統合サービスを提供しており、韓国でも'07年モデル事業の結果に見られるように学業成績率・認知能力の向上等の発達改善に効果的であることが実証された

◇設置地域の段階的拡大

- ・'09年（75個）：基礎受給児童200名以上が居住する邑・面・洞がある市・郡・区
- ・'10年（141個）：基礎受給児童100名以上が居住する邑・面・洞がある市・郡・区
- ・'12年内（207個）全国拡大：基礎受給児童60名以上が居住する邑・面及び隣接2か洞100名

2 児童発達支援口座の拡大検討

ア. 現況

- ◇最近韓国は両極化の進展による貧困層増加及び家庭解体等で児童貧困率が増えている状況であるが、現在、低所得層児童も包含した児童政策は生計維持、学費支援等最小限の短期的・事後的支援に留まる実情
- ◇低所得層児童が社会に進出するにあたっては、学資金や技術習得等経済活動を行うに必要な初期費用をまかなうための資産形成を積極的に支援しなければならない。それと同時に未来の成長を築く動力になる児童に対して社会的な投資も求められている。
- ◇政府は2007年4月から児童発達支援口座（Child Development account : CDA）事業をスタートさせた。これは低所得層児童に幼少期から資金を提供し、長じて実質的な自立基盤を造成できるようにとの狙いからである。要保護児童等の低所得層児童が学資や就業準備金、創業資金、住居費用の不足により、社会進出を妨げられ、貧困を“世襲”するという現象は、同事業によって遮断されよう。

参考：児童発達支援口座

支援対象児童が保護者や後援者の後援金の中から児童発達支援口座に積み立てをし（月3万ウォン以下）、政府も17歳まで同じ金額を1:1マッチングファンドで積み立てる。満18歳以降の社会進出時に自立資金に限って使用できる。

イ. 推進計画

●児童発達支援口座の拡大

- ◇児童の月々の貯蓄額と同一額を政府が支援して18歳以降自立資金として活用するCDA事業を拡大
 - ・施設児童・少年少女家長等要保護児童に限定していた支援対象を基礎生活受給圏者児童等へも段階的に拡大推進
- ◇アメリカの個人自立口座（IDA）、イギリスの児童長期信託ファンド（Child Trust Fund）等先進国も低所得層及び児童を対象に資産形成のための支援制度を導入している

台灣人口政策白書（裁定版）

——少子化、高齡化及び移民——

(抜粋)

少子化部分・高齢化部分

目 次

第壹篇 総論

第二章 人口の変遷趨勢及び問題分析

第一節 少子化

第二節 高齢化

第三章 現行の関連政策と措施の検討

第一節 少子化

第二節 高齢化

第弐編 人口変遷への対策

第一章 少子化社会への対策

第一節 健全な家庭の育児システム

第二節 育児家庭への経済支援措置の提供

第三節 家庭にやさしい職場環境づくり

第四節 産休および無給育児休暇措置の改善

第五節 健全な出産保健システム

第六節 健全な児童保護システム

第七節 結婚機会の改善と児童が公共財産であるとの価値観の提唱

第二章 高齢化社会の対策

第一節 老人介護家庭のサポート

第二節 老齢者の健康と介護体系の完備

第三節 老齢者経済の安全保障の向上

第四節 中高年齢の就業と人材運用促進

第五節 高齢者社会住宅の推進

第六節 老齢者交通運輸環境の完備

第七節 高齢者の娯楽参加の促進

第八節 高齢者教育システムの完備

第参編 日程及び分担

第一章 少子化

第二章 高齢化

第四編 効果と利益の期待と展望

第一章 期待される効果と利益

第二章 展望

付録二 先進国家の政策概述

附表1 先進国家の政策の概説－少子化関連部分

附表2 先進国家の政策の概説－高齢化関連部分

第壹編 総論

第二章 人口の変遷趨勢及び問題分析

第一節 少子化

I、人口変遷の動向

一、出生水準の下降

(一) 合計特殊出生率

少子化社会の動向を理解するための、最も客観的な評価指標は、出産年齢女性の合計特殊出生率の変化であろう。女性の合計特殊出生率(Total Fertility Rate, TFR とは女性が一生の間に出産する子供の平均数である)2.1 人は人口を維持できる水準であり、わが国の女性の合計特殊出生率は 1950 年以来下降してきた。1984 年には、合計特殊出生率が 2.1 人未満の水準にまで下がり、将来人口が減少することの警告となってきた。1986 年から 1997 年までの合計特殊出生率は、平均約 1.75 人である。ただし、1998 年を過ぎると合計特殊出生率はさらに顕著に下降し、2003 年の合計特殊出生率は 1.23 人となり、わが国は世界におけるいわゆる「超低出産率」国の一つとなった。2006 年には合計特殊出生率がさらに減少し、過去最低の 1.12 人となった。(図 1-1)。



資料元：内政部「中華民国人口統計年刊」。
図 1-1 国内女性の合計特殊出生率低下の動向

(二) 普通出生率および子供の出生数

次に、「普通出生率」(Crude Birth Rate, CBR とは年間千人当たりの出生人口の比率